

「WTS China Report」は、中国における最近の環境・エネルギー関連の政策動向、トピックについて随時お伝えするものです。本稿では、財政部、税務総局、生態環境部により 26 年 7 月 24 日に発表された『揮発性有機物環境税試行実施弁法（征收挥发性有机物环境保护税试点实施办法）』についてご紹介します。

I. 財政部等：揮発性有機物環境税試行実施弁法

財政部、税務総局、生態環境部は、2026 年 7 月 24 日、『揮発性有機物環境税試行実施弁法』を発表し、同政策は 2027 年 1 月 1 日より施行します。以下では同政策の内容の一部についてご紹介します。

揮発性有機物環境税試行実施弁法

- ・ **第 2 条** 中華人民共和国の領域及び中華人民共和国の管轄するその他の海域において、『中華人民共和国環境税法』に添付される『課税汚染物及び汚染当量値表』に規定されるもの以外の揮発性有機物を直接環境に排出する企業事業者とその他の生産・経営者は、揮発性有機物環境税の納税義務者とし、本方法の規定に従い揮発性有機物環境税を納付しなければならない。
- ・ **第 3 条** 次に該当する企業事業者とその他の生産・経営者は、暫定的に揮発性有機物環境税を課さない。
 - (一) 排出許可管理の対象外であるもの。
 - (二) 排出許可管理の対象であるが、排出許可証に揮発性有機物の排出が記載されていないもの。
- ・ **第 4 条** 「試行業種から先行し、段階的に実施し、安定的に推進する」という原則に基づき、揮発性有機物環境税の試行徴収を秩序立てて推進する。
- ・ 第 1 次試行対象業種には以下が含まれる：印刷業、石油・石炭及びその他燃料加工業、化学原料・化学製品製造業、医薬品製造業、製鉄・製鋼業、汎用設備製造業、専用設備製造業、自動車製造業。
- ・ 上記の業種は国民経済行業分類に基づき定める。試行状況を踏まえ、適時に揮発性有機物規制対象となるその他の業種を全面的に試行徴収の対象に組み入れる。
- ・ **第 5 条** 本弁法において揮発性有機物とは、大気光化学反応に関与する有機化合物、または国の関連規定に基づき定められる有機化合物を指す。
- ・ 揮発性有機物は全体として一つの大気汚染物質として単独で環境税を課すものとし、『中華人民共和国環境税法』第 9 条第 1 項に規定される課税順序は適用しない。
- ・ **第 6 条** 揮発性有機物環境税の税額幅は、1 汚染当量あたり 8 元から 12 元とする。
- ・ 揮発性有機物環境税の具体適用税額は、省・自治区・直轄市人民政府が、各地域の大気環境の受容能力、揮発性有機物排出の現状及び経済社会・生態発展目標の要求を総合的に考慮し、前項に規定する税額幅内で定める。
- ・ **第 7 条** 揮発性有機物環境税の納税額は、汚染当量数に具体適用税額を乗じて算定する。
- ・ **第 8 条** 揮発性有機物の汚染当量数は、揮発性有機物の課税対象排出量を揮発性有機物の汚染当量値で除して算定する。
- ・ 揮発性有機物の汚染当量値は 0.95kg とする。



- ・ **第9条** 揮発性有機物の排出量は、本弁法に添付される「揮発性有機物排出源リスト」に規定される排出源項の排出量の合計により算定する。
- ・ 揮発性有機物の課税対象排出量は、前項に規定する排出量から、同期間におけるベンゼン、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、アクロレイン、メタノール、フェノール類、アニリン類、クロロベンゼン類、ニトロベンゼン、アクリロニトリル、塩化ビニル、トリメチルアミン、メチルメルカプタン、ジメチルスルフィド、ジメチルジスルフィド、スチレン等の18種類の揮発性有機物個別物質の排出量を控除した残額とする。
- ・ 前項に規定する18種類の揮発性有機物個別物質の排出量は、「中華人民共和国環境税法」第10条の規定に基づき算定する。

- ・ **第10条** 揮発性有機物の排出量は、以下の方法により算定する。
 - (一) 揮発性有機物含有原材料・補助材料の使用に係る排出源については、物質収支法により算定する。
 - (二) 設備の静的・動的シール箇所に係る排出源については、測定法または排出係数法により算定する。
 - (三) その他の排出源については、排出係数法により算定する。
- ・ 各排出源の排出量の具体的な算定方法は、生態環境部が財政部及び税務総局と共同で定める。

- ・ **第11条** 生態環境主管部門が認定した国家重点業界の大気環境パフォーマンスA級の納税義務者については、課税額の50%を徴収する（50%減額）。
- ・ 生態環境主管部門が認定した国家重点業界の大気環境パフォーマンスB級の納税義務者については、課税額の75%を徴収する（25%減額）。
- ・ 納税義務者が本弁法第17条に規定する事由に該当する場合、当該期間は前項に規定する税制優遇措置の適用を受けることができない。
- ・ 納税義務者が本弁法に基づき算定・納付する揮発性有機物環境税については、排出濃度値を基準とした税制優遇措置は適用されない。

- ・ **第13条** 納税義務の発生時期は、納税義務者が揮発性有機物を排出した当日とする。

- ・ **第14条** 納税義務者は、揮発性有機物の排出地の税務機関に対し、揮発性有機物環境税を申告・納付しなければならない。

- ・ **第15条** 揮発性有機物環境税は、四半期ごとに計算し、申告・納付する。ただし、設備の静的・動的シール箇所に係る排出源項については、年次申告・納付を行うことができる。
- ・ 納税義務者が四半期申告・納付を行う場合、四半期終了後15日以内に税務機関に納税申告を行い、税額を納付しなければならない。
- ・ 納税義務者が年次申告・納付を行う場合、翌年度の第1四半期終了後15日以内に税務機関に納税申告を行い、税額を納付しなければならない。

- ・ **第16条** 納税義務者は、揮発性有機物の排出源、排出量及びその他税務機関が求める納税資料を、税務機関に如実に申告しなければならない。

- ・ **第17条** 納税義務者に次のいずれかの事由がある場合、本条の規定に基づき当該期の排出量を算定する。
 - (一) 排出源を過少申告した場合。
 - (二) 単一の排出源において過少申告した揮発性有機物の排出量の割合が40%を超えた場合。
 - (三) 揮発性有機物の課税対象排出量の算定に係るモニタリングデータ、原料・補助材料の揮発性有機物含有量等の検査データ、漏洩検知・修復データを改ざん・偽装した場合。

- ・このうち、揮発性有機物含有原料・補助材料の使用に係る排出源、生産工程に係る排出源、廃水の集積・処理による逸散に係る排出源、揮発性有機液体の貯蔵に係る排出源、揮発性有機液体の積込・荷役に係る排出源については、当該排出源の当該期における揮発性有機物の発生量を排出量として算定する。
 - ・設備の静的・動的シール箇所に係る排出源、開放型循環冷却水に係る排出源、フレアスタックに係る排出源については、排出係数法による算定結果の 1.5 倍を当該期の排出量として算定する。
 - ・納税義務者がモニタリングデータの改ざん・偽装等の方法により、第 9 条に規定する 18 種類の揮発性有機物個別物質の排出量を虚偽に控除した場合、当該違法行為の認定日以降、最初に有効な実測データが得られた日までの期間について、当該実測データの 0.5 倍を基に虚偽控除期間の排出量を算出し、これを控除する。
- ・ **第 22 条** 納税義務者及び税務機関・生態環境主管部門並びにその職員が本方法の規定に違反した場合、『中華人民共和国税收徴収管理法』及び生態環境に関する法律・法規の規定に基づき法的責任を追及する。

添付 揮発性有機物排出源リスト

1. 揮発性有機物含有原副資材の使用に係る排出源
2. 生産工程過程に係る排出源
3. 廃水の集積・処理による逸散に係る排出源
4. 揮発性有機液体の貯蔵に係る排出源
5. 揮発性有機液体の積込・荷役に係る排出源
6. 設備の静的・動的シール箇所に係る排出源
7. 開放型循環冷却水に係る排出源
8. フレアスタックに係る排出源

※本政策の原文については下記ウェブサイトをご参照ください。

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk10/202607/t20260724_1162734.html

II. WTS コメント

1. 本政策は、2025 年 10 月の全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和国環境税法』の改定に基づくものであり、測定可能な 300 種類以上の揮発性有機物を全体として一つの大気汚染物質とし、単独で課税するものである。これまでは、環境保護税はベンゼン、トルエン等の毒性または悪臭を有する 18 種類の揮発性有機物個別物質に対してのみ課税されており、その他の多数の揮発性有機物の排出は法定の徴税管理範囲に含まれていなかった。近年、排出基準、製品基準及び算定方法の整備が進んだことにより、これらを全面的に課税対象に含める技術的條件が整った。
2. 今回の試行は「試行業種から先行し、段階的に実施し、安定的に推進する」という方法を採用し、第 1 次対象として印刷業、石油・石炭とその他燃料加工業、化学原料・化学製品製造業、医薬品製造業、製鉄・製鋼業、汎用設備製造業、専用設備製造業、自動車製造業の 8 業種を選定した。
3. 本政策は明確な負担軽減の道筋を提供している。すなわち、国家重点業界の大気環境パフォーマンス A 級に認定された企業は課税額の 50% を徴収（50% 減額）、B 級に認定された企業は課税額の 75% を徴収（25% 減額）とする。これは環境対策の水準を税負担に直接連動させるものであり、「対策が優れているほど納税額が少なくなる」というインセンティブ・メカニズムを形成する。
4. 試行対象業種の企業は、速やかに対応を開始すべきである。第一歩として、自社の揮発性

有機物排出源項を全面的に洗い出し、規範的な排出量算定台帳を確立し、データの真実性とトレーサビリティを確保する。その上で、大気環境パフォーマンスの段階別指標に照らし、現状の対策水準とA級・B級とのギャップを評価し、的を絞った改善計画を策定し、税額減免の適用を目指すべきである。

5. 試行対象外であるが揮発性有機物を排出する業種の企業については、現時点では対象外であっても、本政策が適時にその他の業種を全面的に対象に含めることを明確にしているため、同様に早期に排出量の実態把握と能力構築を進め、将来対象となることに備えることを推奨する。

佛山早稻田科技有限公司

＜事業内容＞

脱炭素関連サービス

- 脱炭素現状評価及び計画、炭素排出削減技術カスタマイズ提案、脱炭素データ管理及び開示サポート
- 清潔エネルギー変更、エネルギー貯蓄の提案・実施サポート
- 脱炭素支援政策及び認証関連サポート、脱炭素能力構築及び研修

環境順法化対応サポート・特定課題解決

- 汚染排出現状評価及び診断、環境手続き実施サポート、環境政策コンサルティングサービス及び技術サポート
- 汚染対策技術カスタマイズ提案、環境施設工事全体計画及び施工監督・管理
- 汚染物検測・モニタリング及び汚染物異常値処理

環境順法化対応サポート・リスク回避 管理向上

- 環境順法化診断、環境人材育成
- 情報提供、環境定例会議実施、環境ニーズ対応

早稻田会員クラブ

- ビジネスマッチング、企業見学、専門セミナー、政策解説
- 日本技術の現地応用、日中協業プロジェクトのコーディネート

＜問い合わせ先＞

担当者：Ms. Judy（日本語可）

TEL：18688262655

Email：judy@wts-cn.com